

◎新潟県告示第811号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の22第1項の規定により、指定確認検査機関から次のとおり業務区域を増加する旨の申請があり、これを認可したので、同条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年7月12日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 業務区域を増加した指定確認検査機関
一般財団法人にいがた住宅センター
- 2 業務区域の増加の範囲
中間検査及び完了検査に関する業務区域のうち佐渡市及び岩船郡粟島浦村
- 3 業務区域を増加した年月日
令和6年7月1日